平成２６年（フ）第１７８１号
札幌市白石区菊水４条３丁目１番23―306号
債務者　横山　絵里
1　決定年月日時　平成26年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１８１５号
札幌市西区発寒10条２丁目１番26―401号
債務者　千塚　静枝
1　決定年月日時　平成26年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１８２５号
札幌市豊平区平岸６条12丁目14番２―201号
債務者　庄司　輝久
1　決定年月日時　平成26年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１８３０号
札幌市北区屯田３条１丁目１番18号　ノースリバーⅠ―102号
債務者　岡田　教子
1　決定年月日時　平成26年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１８６４号
北海道江別市野幌町61番地の６　シンフォニー204号室
債務者　眞田　晃尚
1　決定年月日時　平成26年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１８８１号
札幌市東区東苗穂６条３丁目９番23号
債務者　久下　佳郎
1　決定年月日時　平成26年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１８９６号
札幌市中央区南９条西13丁目２番30号　グランステージ南９条203号
債務者　武川　博志
1　決定年月日時　平成26年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１９３４号
札幌市東区東苗穂６条２丁目10番26号
債務者　石井　正幸
1　決定年月日時　平成26年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１９５０号
札幌市西区西野４条５丁目６番20号　島田ハウス２号
債務者　山澤　裕幸
1　決定年月日時　平成26年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２１７号
群馬県高崎市新町2478番地１
債務者　野上　　晃
1　決定年月日時　平成26年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第４３号
埼玉県秩父市大野原2790番地２
債務者　関根　美佳
1　決定年月日時　平成26年11月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２６年（フ）第２８１号
神奈川県座間市入谷５丁目1975番地の２　シャトレ一座間102号
債務者　河野　　武
1　決定年月日時　平成26年11月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第２９５号
神奈川県座間市ひばりが丘４丁目24番１―1003号　モラーダさがみ野ラークヒルズ
債務者　清水恵理子
1　決定年月日時　平成26年11月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第２９６号
相模原市緑区東橋本３丁目２番12号　スカイコート橋本第３―205号室
債務者　原島由巳子
1　決定年月日時　平成26年11月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第３００号
相模原市中央区中央１丁目14番９号　中央コーポ202
債務者　矢口　源造
1　決定年月日時　平成26年11月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第３０１号
相模原市南区新磯野４丁目３番６―110号
債務者　荒井　善友
1　決定年月日時　平成26年11月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第３０６号
神奈川県座間市入谷３丁目6376番地　第２梨の木荘101号
債務者　福田啓二郎
1　決定年月日時　平成26年11月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで
横浜地方裁判所相模原支部